

# 広報アドバイザー業務委託業者選定公募型プロポーザル説明書

## 1 委託業務内容

- (1) 業務名  
広報アドバイザー業務
- (2) 委託期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務内容  
別紙 広報アドバイザー業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 概算事業費  
本業務の委託限度額は、3,267,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎11階）  
広島市企画総務局広報課  
TEL 082-504-2117（直通）  
FAX 082-504-2067  
E-mail koho@city.hiroshima.lg.jp

## 2 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 審査委員会の委員
  - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

## 3 公募型プロポーザル参加申込

- (1) 提出書類  
次の書類を各1部、提出し、参加資格の審査を受けること。
  - ア 参加資格確認申請書（様式1）
  - イ 広島市税の納税証明書（写し可）  
「令和〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）の写しを添付すること。  
※納税義務がない場合等は申立書（様式2）を提出すること。
  - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）  
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請

書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

※ 納税義務がない場合等は申立書(様式2)を提出すること。

(2) 申込期間

公示日から令和6年7月23日(火)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く毎日。  
午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(5) 提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 参加資格確認結果の通知

申込者には、令和6年7月26日(金)までに参加資格確認結果を通知する。

#### 4 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和6年7月19日(金)までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書(様式3)に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和6年8月20日(火)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、8月20日(火)は正午まで)閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

#### 5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「令和6年度広報アドバイザー業務 企画提案書」と記載するとともに、社名を記載すること(ただし、社名の記載は正本のみとし、副本には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。)。

企画提案書に記載する内容は、以下(2)、(3)のとおりとする。なお、企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(2) 業務体制、類似事業等に関する業務実績

ア 業務体制

業務従事者を明記した体制を示す資料を作成すること。

なお、業務従事者のうち責任者については、役職、職歴等を記載すること。

イ 類似事業等に関する業務実績

実施主体(クライアント)、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載すること。

ウ 業務スケジュール

業務ごとのスケジュールを記載すること。

(3) 企画提案の内容

ア 効果的な広報に関する提案

「広島みなとフェスタ」(詳細は別紙1)について、本事業の広報効果が最大化するように、内容やターゲット等に応じた最適な改善方法を記載すること。また、支援の手法やスケジュール、内容について理由と併せて記載すること。

イ 広報研修会の実施

研修の内容やアンケートの項目、分析方法など、具体的に提案すること。

ウ メール相談対応など

広報紙「ひろしま市民と市政」令和5年12月1日号1面の内校時点で相談を受けたと想定し、本事業の広報効果が最大化するよう、アドバイスの方法、内容について理由と併せて記載すること。当該業務は、受注者が制作し直すものではなく、デザイン経験の浅い市職員がアドバイスを受けて作成し直すという点に留意すること。

また、支援の手法、スケジュールについても記載すること。

エ その他効果的な取組

当該業務に対し、より効果的となる独自提案があれば、その内容、方法及び期待できる効果等について記載すること。

オ 費用の内訳

当該業務に係る費用の内訳を記載すること。

(4) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判縦とし、20頁以内とする。（表紙及び目次は含めない）  
（資料やイメージ図など、見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさを三つ折にすること。）

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属する。

(5) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和6年8月20日(火)正午

イ 提出場所 前記1(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

## 6 審査方法

(1) 企画提案書の審査は、広報アドバイザー業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査基準

別紙3「企画評価基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。

ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、別紙「受託候補者特定基準」の合計得点（100点満点）が、本市の求める最低水準（60点）に達していない場合、又は、「1業務体制、類似事業等に関する業務実績」の(1)業務体制（10点満点）、(2)類似事業等に関する業務実績（10点満点）、(3)スケジュール（10点満点）が、本市の求める最低水準（6点）に達していない場合は、受託候補者とせず、得点の第二順位の者を受託候補者として特定する。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

## 7 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

企画提案書の説明は令和6年8月26日(月)に広島市内で開催することを予定しており、令和6年8月28日(水)までに、すべての参加者に、書面により審査結果を通知する。審査時間、場所については別途通知する。

参加者による提案内容の説明は20分、質疑応答は10分として実施することを予定している。

なお、追加資料の配布は認めない。

※ 出席者は責任者を含む4名以内とすること。また、企画内容等をプロジェクター等で投影し、説明することは可とする。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び最優秀提案者について、広島市ホームページで公表する。

## 8 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う予定である。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

## 9 その他

(1) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できない。

(3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 提出期限後における企画提案書等の差替及び再提出は認めない。企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(6) 企画提案書等に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

## 10 問い合わせ先

前記1(5)に同じ。